

○第5次基山町行政改革大綱 進捗状況一覧表(平成28年度)

推進政 項改 目革	具体的な 推進方策	取組項目	現状	取組内容(計画)	平成28年度取組内容	平成28年度取組実績	今後の課題及び対応策
1 人口増 対策	(1) 都市計画の 変更	ア 市街化区域内の 開発促進	・昭和48年12月に市街化区域と市街化調整区域に区分され、市街化区域は448.8ha、市街化区域内の残存農地は約32haのうち、一団地(5,000㎡以上)の残存農地は約15ha点在する。	・都市計画基礎調査を踏まえ、開発促進手法等を検討し、市街化区域内の残存農地等の開発促進を図る。	・開発行為施行基準周知	・開発行為に伴う道路整備補助金を制定し、残存農地の開発促進を図った。	・開発行為施行基準の改定
		イ 快適な都市環境の 形成	・道路網については、都市計画道路の整備率は92.84%(平成23年3月末現在)に達しているが、今後、将来的な道路網の整備が求められている。  ・道路・公園に段差等が存在し、安全面に不安がある。	・道路網整備のため幹線道路の行き止まりの解消を図る。  ・高齢者や障がい者等の安全性及び利便性に配慮した、道路・公園整備を行う。	・取組路線の事業実施  ・取組路線の事業実施	・白坂久保田2号線の道路整備に着手した。	・工事進捗を図る。 ・交通安全施設の整備を行う。
		ウ 「鳥栖基山都市 計画」の線引き等の 見直し	・基山町都市計画マスタープラン(平成18年9月策定)を見直す時期に来ている。  ・容積率、建ぺい率、道路斜線、隣地斜線などの様々な制限があり、2世帯住宅にするスペースの確保が難しい。	・都市計画基礎調査を行い、マスタープランの見直しを行う。  ・今後の長期的なまちづくり方針を策定する。 ・市街化調整区域を含めた町全体の土地利用方針を策定する。 ・市街化区域拡大を含めた調査・研究を行う。	・マスタープランの周知  ・実施施策の継続検討・協議	・マスタープランの見直しに向けた協議を行った。  ・佐賀県発注で鳥栖基山都市計画区域土地利用検討業務委託を行ったことに合わせて、用途地域の変更、区域区分の見直しについて県に要望を提出した。	・第5次総合計画に沿った内容で見直しを行う。  ・業務委託結果を受けて、平成29年度には区域区分の軽易な変更を行う。線引きの見直しに関しては引き続き県と協議を行う。
		エ 住宅化の促 進	ア けやき台マンシ ョン計画	・けやき台マンション建築予定地については、4棟で270戸の計画だったが、現在2棟にとどまっている。	・マンション建築予定地の宅地計画見直しなどを視野に入れて、住宅化を促進するため、所有者などに継続的な働きかけを行う。	・マンション建築予定地の住宅化促進に向けた働きかけの実施	・事業者がマンション所有者と分譲での対応で協議調整を行っている。事業者に対して複数回ヒアリングを実施した。
	(3) 定住化対策	ア 空き家状況の把 握	・町内の空き家について、居住可能建物、居住不可能などの種類別棟数の情報など、十分な把握ができていない。	・空き家状況調査等を行い、町内の空き家等情報を収集する。	・取り組み事業の実施	・基山町空家等対策協議会(法定協議会)を設置し、空家等対策計画を策定した。空き家バンク制度を構築した。基山町空家等の適切な管理及び活用促進に関する条例を制定した。	・町内の空家等の調査を随時行い、空家等適切な管理と活用を促進していく。また、空家予備軍となる独居老人世帯などの把握にも努める。
			・町内の空き家について、居住可能建物、居住不可能などの種類別棟数の情報など、十分な把握ができていない。	・空き家状況調査等の結果を踏まえて、空き家等への定住促進を図る。	・取り組み事業の実施	・空き家バンクの物件登録並びに利用者登録が複数件あり、効果的な運用を行った。また、空家調査から判明した物件所有者と協議し、移住体験住宅のための物件の寄付を受けた。住宅取得補助金制度を構築した。	・空家バンクの登録件数が少ないため、空家所有者に対して継続的なアプローチを試みる。
		イ 定住促進	・20代～30代の転出が多く、高齢化が進んでいる。	・町有財産の活用を図る。	・取り組み事業の推進	・旧役場跡地の活用促進のための検討を行い、平成29年度から事業を実施するための庁内プロジェクト会議を開催した。	・新たな手法による町有財産の利活用を行うため、調査研究を行う。

推進政 項改 目革	具体的な 推進方策	取組項目	現状	取組内容(計画)	平成28年度取組内容	平成28年度取組実績	今後の課題及び対応策	
	(4) 企業誘致の 促進	ア 企業誘致の促進	・町が整備した工業団地は完売の状況にあるが、国道3号線沿いに小規模の空地や未開発の地域がある	・誘致可能な用地等の情報収集と情報提供を行う。	・誘致可能な用地等の情報収集と情報提供の継続実施	・民間開発による企業誘致が決定した。 ・基山町企業立地ガイドを作成した。 ・町内不動産業者への情報提供 ・佐賀県企業立地ガイドへの情報提供	・誘致可能な用地等の情報共有が十分できていない。	
			・町が整備した工業団地は完売の状況にあるが、国道3号線沿いに小規模の空地や未開発の地域がある。	・誘致可能な企業用地の確保及び環境整備を行う。	・取り組み事業の実施	・佐賀県企業立地促進特区の認定要件を満たすため、奨励措置や業種を新たに追加した。また、特区の優遇措置対象者への補助金を新設した。 ・工場立地法の特例に基づく緑地面積の緩和を行った。	・企業用地の確保にあたっては、都市計画、農地法等の調整・手続きが必要であるため、他課との連携を図りながら、引き続き佐賀県との協議・相談を行います。	
	(5) 子育て支援 策の推進	ア 乳幼児期からの 一貫した子育て支援	・出生から乳幼児期までの保健指導や育児相談体制等については形成されているものの、入園、入学後の継続した保健指導や育児相談体制は確立していない。	・中学生までの一貫したアドバイスを受けられるような専門の家庭児童支援員の設置を行う。	・取組事業の評価 ・課題の整理	・子育て支援ネットワークコーディネーターを設置し、定期巡回相談と随時相談を行った。	・子育て支援ネットワークコーディネーターの周知を行い、相談体制を構築する。	
			・出生から乳幼児期までの保健指導や育児相談体制等については形成されているものの、入園、入学後の継続した保健指導や育児相談体制は確立していない。	・幼稚園、保育所、学校の連携と情報の共有を促進するための各機関による定期的な連携会議を開催する。	・取組事業の評価 ・課題の整理	・昨年までの幼保小連携会議に加えて、町内の6園(幼稚園、保育園)の連携会議を定期的に行い、情報共有を行った。	・継続して、連携会議を行う。	
			・子育てで交流広場での活動を通して、サークル活動はできているが、子育て支援グループへとは成長できていない。	・子育てを通じて仲間を増やし、子育ての様々な問題や課題も自分たちで解決できる絆づくりを推進するための情報交換等のできる場所を提供する。	・取組事業の評価 ・課題の整理	・子育てを通じて仲間が集まり、グループとしての活動をする動きが出てきた。	・グループへの関わり方や支援の方法などを検討する。	
			・子育てで交流広場での活動を通して、サークル活動はできているが、子育て支援グループへとは成長できていない。	・町民協働での子育て支援を目指した子育て支援グループや団体等の育成を行う。	・取組事業の実施	・自分の子どもが小さいうちは、自分の手で育てようというグループができた。	・子育て支援グループに対する助成事業等の紹介を行う	
			イ 医療費等助成制度の充実	・医療費助成制度については、中学校修了までの入院、通院について助成を拡大した。 ・医療費の補助費増大が見込まれる。	・継続して事業を実施するため、普及・啓発を図ると共に、軽度の病気で安易な受診を防ぐための適正受診についての啓発活動を実施する。	・取組事業の評価 ・課題の整理	・子育て支援ガイドブックで、適正受診についての啓発に努めた。 ・高校生の入院分まで拡充を行った。	・保護者の負担軽減のため、医療費の現物給付化に取り組む。
				・10組に1組の夫婦が不妊に悩んでいると言われているが、子どもを持ちたいと願うその治療費は、保険適用されていないため、高額な医療費がかかり、不妊に悩む夫婦を経済面でも苦しめている。 ・基山町は全国平均よりも出生率が低い状況。	・子どもを産み育てる環境づくりの根源となる妊娠への一助となるよう、不妊治療費の助成を行う。	・取組事業の実施 ・取組事業の周知	・平成25年4月1日より実施、平成28年度実績16件 ・広報・ホームページへの掲載、県不妊治療助成申請時に勧奨を行った。	・さらなる周知活動
				・乳幼児や学童のインフルエンザ予防接種は任意接種のワクチンとして位置づけられている。 ・現在、接種費用の全額が保護者負担により実施。	・接種費用の一部を助成することにより、保護者の負担軽減を図り、子育て支援として実施する。	・取組事業の実施 ・取組事業の周知	・平成25年4月1日より実施、平成28年度実績1,500件 ・広報、ホームページへの掲載、町内医療機関へのポスター掲示を行った。	・さらなる周知活動

推 進 政 改 革	具 体 的 な 推 進 方 策	取 組 項 目	現 状	取 組 内 容 (計 画)	平 成 28 年 度 取 組 内 容	平 成 28 年 度 取 組 実 績	今 後 の 課 題 及 び 対 応 策
		ウ 保育体制再編整備 (ア) 保育所	<ul style="list-style-type: none"> <li>乳児からの入所が増えている。</li> <li>保育料金を細分化し、負担の軽減を図った。</li> <li>基山保育園、たんぼぼ保育園の園舎が老朽化している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>乳幼児の保育及び教育について、保育所、幼稚園一体となって検討する審議会の設置を行い、各施設の園児の定員及び園舎等施設整備計画の基礎となる指針を策定する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>整備計画に基づく実施計画の策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基山町立保育所建設等検討委員会報告書を作成した。</li> <li>町内6園合同での子育て交流イベント開催や交通安全教室を開催した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基山保育園の園舎については、庁舎内での検討委員会で基山町立保育所建設等についての報告書を作成した。今後、報告書を基に意見交換等を行い、子ども・子育て会議に諮問し、基本構想等を策定し事業を推進する。</li> <li>6園合同イベント開催等について</li> </ul>
		ウ 保育体制再編整備 (イ) 放課後児童クラブ	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成22年度から、小学校1年生～4年生の児童を保育している。(放課後～午後7時)</li> <li>長期休業中の利用者が増えている。(午前8時30分～午後7時)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>小学校修了までの利用拡大について、ニーズ調査・検討を行い、運営方針を決定する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>取組事業の評価</li> <li>課題の整理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>小学1年生から6年生までの利用があった。</li> <li>夏季休業中の利用増のため、臨時教室を開設して対応した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>長期休業中の利用増加等に対応するため、ひまわり館の建設を行い、平成30年4月に開所する。</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>平成22年度から、小学校1年生～4年生の児童を保育している。(放課後～午後7時)</li> <li>長期休業中の利用者が増えている。(午前8時30分～午後7時)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>長期休業中等の開所時刻を午前8時に変更する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>取組事業の評価</li> <li>課題の整理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年4月から長期休業中や土曜日の開所時間を8時としたことにより、働く保護者が安心して預けられる施設となった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育時間が長時間に及ぶことで、子どもの家庭生活や自立を阻害することのないよう配慮する。</li> <li>指導員の確保に努める。</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>平成22年度から、小学校1年生～4年生の児童を保育している。(放課後～午後7時)</li> <li>長期休業中の利用者が増えている。(午前8時30分～午後7時)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域(各区)にて放課後見守り事業を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>取組事業の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>放課後において各区で子どもたちを見守ることが出来る場所があるのか、また見守りを行う人がいるか検討した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地区の公民館で見守りできる方の掘り起しが必要。</li> <li>下校距離があるため、确实・安全にあずかれる方法を検討</li> </ul>
	(5) 子育て支援策の推進	エ 地域との連携・子どもの居場所づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>若基小学校では、余裕教室が増加しており、特別教室や教科準備室等に利用されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校の余裕教室について、地域の交流の場などの利活用を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>余裕教室の現場確認を行ったが、特別活動教室(少人数指導教室、数学教室など)として活用しているため、余裕教室として使用できる教室がない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築後20年以上が経過し、大規模改造(老朽)工事が必要となるため、保育教室数の把握と学校教育以外の用途で活用できる教室など基本設計が必要である。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>地域子どもクラブへの加入者が減少し、運営面での保護者等の協力が難しくなっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもクラブ参加による地域とのつながりのメリットを再度見直し、楽しんで活動できる地区対抗戦などを実施し、子どもクラブ加入率の向上を目指す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>前年の反省を踏まえて、昨年同様に行事を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>町子どもクラブ連絡協議会では、各区子どもクラブ会長との協議のうえ、主催事業を実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>加入率は昨年度並みとなっているが、事業等については、内容、対象年齢等議論し、参加しやすくなるよう努めている。</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>登下校時の見守り等、地域での独自事業が自主的に行われている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>登下校時のみならず、地域による防犯パトロール実施を推進する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>前年の反省を踏まえて、昨年同様に関連事業を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>補導員、交通指導員、区長会、ボランティア、PTA等の見守りや情報提供が組織的に行われ、学校、家庭、地域が一体となった子どもの安全確保に努めた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、それぞれの地域に密着した住民参加や防犯活動等を支援できる環境を構築する。各学校に防犯カメラ5台を設置した。</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>小学生を対象に子どもの居場所づくり教室事業(行政主導)に取り組んでいるが、参加者は平均40人程度で固定化しつつある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公民館等を開放し、地域や老人クラブなどと協働で習い事や見守り等、地域の子どもと大人が集う居場所づくり事業を創設する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>取組事業の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>町老人クラブの方々と連携し、「昔遊び」を行った。また、放課後児童クラブと連携し、「ぼうさい探検隊」を実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>協力団体や事業内容を検討し、新たな事業に取り組むことができたが、今後は参加者のニーズ等を調査し、さらに効果的な事業内容とすることが必要である。</li> </ul>	

推進政 項改 目革	具体的な 推進方策	取組項目	現状	取組内容(計画)	平成28年度取組内容	平成28年度取組実績	今後の課題及び対応策
		オ 子育て支援施策のPR	・ホームページで制度案内をしている。	・他自治体より優位な施策を町外の人が集まる(通る)場所で案内・掲示する。	・取組事業の評価 ・課題の整理	・窓口及び電話での対応には、丁寧に分かりやすい説明を心がけ、歓迎の意を表すよう努めている。 ・子育て支援ガイドブックを作成し、子育てに関する制度をまとめて紹介している。 ・ガイドブックの配布数を増加した。	ガイドブックの更なる充実に努める。ガイドブックの配布を町内のみに限らず、町外へのPRツールとして利用する。
2 持 続 可 能 な 財 政 運 営 の 実 現	(1) 中長期財政計画の随時見直し	ア 中長期財政計画の更新	・平成22年9月に策定されたが、その後改定がされていない。	・国の地方財政に対する考え方や県の動向等を踏まえ、中長期的な財政計画の更新を行う。	・前年決算を反映させ実現可能なものに近づける	・平成22年9月策定の中長期財政計画について、計画期間を平成28年度から37年度までとする見直しを行った。	・策定した計画を今後の健全な財政運営や予算編成の指針とし、計画に掲げた歳入増対策や歳出削減対策を実施する。
			・平成22年9月に策定されたが、その後改定がされていない。	・計画期間としてはおおむね5年から10年を見込むものとし、持続可能な財政基盤の確立に主眼を置き、更新を行う。	・前年決算を反映させ実現可能なものに近づける	・平成22年9月策定の中長期財政計画について、計画期間を平成28年度から37年度までとする見直しを行った。	・策定した計画を今後の健全な財政運営や予算編成の指針とし、計画に掲げた歳入増対策や歳出削減対策を実施する。
	(2) 実質公債費比率の逡減	ア 計画的な起債借入	・公園整備事業や道路改良事業等を中心に、各年度の事業量に応じた起債を行っている。 ・普通交付税の振替え分(一般財源)として臨時財政対策債の発行を行っている。	・臨時財政対策債については、引き続き国が定める発行可能額について起債を行う。 ・その他の起債については、各年度の事業量等を精査し、優先順位を定めることにより、将来の公債費抑制を図る。 ・起債にあたっては、普通交付税の基準財政需要額への交付税措置について考慮し、借入を行う。	・堅実な財政運営を念頭に予算化し、起債を行う。	・起債は、交付税措置のあるものとした。繰上償還を実施し、後年の公債費の抑制に努めた。	・今後も起債は、交付税の措置があるものとする。
			(3) 補助金の検証と評価	ア スクラップアンドビルドの徹底	・時限付きの補助金等のうち、陳情等により継続(復活)するものがある。	・スクラップアンドビルドを徹底する。	・予算計上や査定の際に、再度調整を行う。
(4) 自主財源の確保(公共施設、町有地の有効活用)	ア 広告料収入の確保	・平成21年の補助金等審査委員会にて、一定の見直しが行われているが、「補助事業」ということで削減保留となったものも存在する。	・再度、検討委員会及び審査委員会を設置し、真に必要な補助金かを検証し、継続か否かを判断する。	・審査委員会での交付基準に基づいた補助金等の見直しを実行する。	・職員で構成する補助金検討委員会を開催し、補助金検討の手法やスケジュール等を決定した。	・平成29年度に引き続き補助金検討委員会を開催し、補助金の見直しに関する検討を行う。	
		・平成21年の補助金等審査委員会にて、一定の見直しが行われているが、「補助事業」ということで削減保留となったものも存在する。	・国及び県の補助事業であっても、本町として取り組むべき事業か否かという視点に立ち再検証する。	・審査委員会での交付基準に基づいた補助金等の見直しを実行する。	・職員で構成する補助金検討委員会を開催し、補助金検討の手法やスケジュール等を決定した。	・平成29年度に引き続き補助金検討委員会を開催し、補助金の見直しに関する検討を行う。	
(4) 自主財源の確保(公共施設、町有地の有効活用)	ア 広告料収入の確保	・現在広告について、町要綱で定めているもののうち、庁用自動車についての実績がない。	・庁用自動車への広告掲載のPRを行う。	・継続的なPRを行う。	・庁用自動車を含めた、広告収入の確保について、検討を進めた。	・新規広告媒体の導入を含む広告収入確保策を実施する。	
		・現在広告について、町要綱で定めているもののうち、庁用自動車についての実績がない。	・新たな広告場所や媒体の研究を行う。	・先進地の事例を研究する。	・庁用自動車を含めた、広告収入の確保について、検討を進めた。	・新規広告媒体の導入を含む広告収入確保策を実施する。	



推進政 項改 目革	具体的な 推進方策	取組項目	現状	取組内容(計画)	平成28年度取組内容	平成28年度取組実績	今後の課題及び対応策	
		イ ふるさと応援寄附金の活用及び推進	・本町では、450万円程度の寄附をいただいているが、同じ三養基郡内には、2倍程度、県内には、1億円以上の寄附があった団体もある。 ・制度ができて、数年経つが、活用の実績がない。	・特定の事業への活用を図る。	・適切な事業への活用を実施	・寄附金の有効な活用を検討しつつ、制度の推進を図る。	・適切な事業への活用を実施する。	
			・本町では、450万円程度の寄附をいただいているが、同じ三養基郡内には、2倍程度、県内には、1億円以上の寄附があった団体もある。 ・制度ができて、数年経つが、活用の実績がない。	・成果を協力者へ報告するとともに、ホームページ等にて公表することで、一層の推進を行う。	・活用して実施した事業について広報等で報告するとともに、寄附依頼の広報もあわせて行う	・寄附金の有効な活用を検討しつつ、制度の推進を図った。	・引き続き特産品の贈呈事業を実施するとともに、事業への活用状況についてウェブサイト等で公表する。	
		ウ 町有地等の活用	・神の浦ため池の埋め立てに伴い、利用方法の検討が必要。	・神の浦ため池跡地の有効活用を図る。	・検討結果の実施	・進行中の事業について、調査検討実施した。	・一部道路としての整備を進めながら、有効な利用方法についての調査検討を継続する。	
			・旧役場、旧公民館跡地について有効活用が図られていない。	・旧役場、旧公民館跡地等については将来的に使用する可能性があるものの、当面、使用する予定がない土地等について有効活用を図る。	・研究結果の実施を検討する。	・進行中の事業について、調査検討実施した。	・旧公民館跡地は、河川改修に伴う用地利用を関係機関と調整中。旧役場跡地は、PF1手法による定住促進住宅(地域優良賃貸住宅)の整備を視野に入れて検	
		エ 町有施設の使用料見直し	・町有施設の供用開始当初の使用料設定は、利用促進を図るため、低く設定している。 ・体育施設、町民会館、憩の家の使用料は指定管理者が徴収している。	・受益者負担の原則に立った、運営費、維持補修費を基礎とした適正な使用料への見直しを行う。	・取組事業の実施	・料金改定1年目、H29年度の見直しに向けて、整理・検討を行った。	・実績を基に、適切な料金設定を行うと利用者の利便性の向上を図る	
			・町有施設の供用開始当初の使用料設定は、利用促進を図るため、低く設定している。 ・体育施設、町民会館、憩の家の使用料は指定管理者が徴収している。	・体育施設、町民会館、憩の家の使用料についても見直すことにより委託料の適正化を図る。	・取組事業の実施	・料金改定1年目、H29年度の見直しに向けて、整理・検討を行った。	・実績を基に、適切な料金設定を行うと共に利用者の利便性の向上を図る	
		(5) 行政サービスの見直し	ア 町民ニーズの的確な把握及び行政が果たすべき役割の明確化	・各分野ごとの町民ニーズの把握は、アンケート調査等により行ってきたが、本町の行政全般にわたる調査は行っていない。	・町民ニーズを的確に把握するため、本町の行政全般にわたる満足度調査を実施する。また、調査結果の検証を行い、今後の本町行政が果たすべき役割を明確化する。	・調査結果の検証	・調査結果を基礎データとして、第6次基山町総合計画を策定した。	・次回、中間年度(H33年度)の満足度調査にむけて、各事業の実施を推進する。
			イ 業務連携マニュアルの作成	・庁内業務は多岐にわたるため、それぞれの部署で対応を行っている。	・共通な課題に対応するための業務連携マニュアルを作成する。	・マニュアルの評価・検証・見直し。	・業務連携マニュアルの作成対象について、各課に調査を行った。	・調査を行ったが、業務連携マニュアルに関し、現行で作成されているもの以外には候補がなかった。引き続き調査を行う必要がある。
		(6) 下水道特別会計の複式簿記の導入	ア 企業会計方式の導入	・下水道事業は、「独立採算」を原則とし、特別会計で経理している。 ・現在の官庁会計方式では単年度の資金収支は把握できるが、資産や負債等の経営情報が十分に把握できない。 ・経営状況の的確な把握を行い、収支バランスや資産・負債バランスの検証を行う必要がある。 ・流域下水道への多額の財政負担に耐えうる、中長期的な財政計画を策定していく必要がある。	・地方公営企業法の法適用を行う。 ・企業会計方式を導入し、複式簿記による経理を行う。 ①貸借対照表等の財務諸表を分析し、経営状況の適正化を図る。②固定資産台帳・施設台帳等の整備を行う。③他の法適用団体との比較検証を行う。④収益バランスのとれた下水道使用料への適正化を図る。	・取組事業の実施・検証	・取組事業を計画どおりに実施した。	・公営企業会計の知識習得と会計継続及び効率化のため、マニュアル等の整備が必要である。 ・会計システムを活用し中長期財政計画の策定を検討する。

推進政 項改 目革	具体的な 推進方策	取組項目	現状	取組内容(計画)	平成28年度取組内容	平成28年度取組実績	今後の課題及び対応策
	(7) 徴収率の向上	ア 佐賀県滞納整理推進機構との連携	・平成24年度から佐賀県滞納整理推進機構に加入している。	・佐賀県滞納整理推進機構と協力し、徴収率の向上を図る。	・徴収率向上事業の推進	・徴収事務研修会に参加し、滞納整理の実施方法を学ぶと共に情報交換等を行った。 ・共同催告を行い、一斉給与差押を実施した。 ・滞納整理アドバイザーによる組織的な進行管理の支援を受けた。	・滞納者の状況を把握し、適切な滞納整理を推進し、徴収率向上を図る。 ・高額及び長期滞納者に対しては財産調査等の調査、捜索を行い、差押等の滞納処分を実施する。
	(8) その他の取組	ア オープンソースソフトウェア(OSS)の導入	・本町で使用しているパソコンはWindowsを使用しているが、一部の自治体では無償で利用できるオープンソースソフトウェアを活用してコスト削減を行っている。	・パソコン導入時の費用削減と文書の管理効率化を目的として、無償で利用できるオープンソースソフトウェアについて全庁的な導入を図る。	・取組事業の実施	・各業務システムとの連携が可能か調査を実施した結果、各業務システムはWindowsOS・Officeを使用しているため、システム改修が必要になるため、高額な費用が予測されたため、現状では取り組まない。	・各業務システムがWindowsOS・Officeを使用しなくても稼働するようになった段階で検討する。
		イ 町長選・町議選の投票時間の短縮	・当日の投票時間は午前7時から午後8時までとなっている。 ・期日前投票も午前8時30分から午後8時まで行っており、住民の方にも浸透し多数の方が利用している。	・現在実施されている当日投票時間の短縮を図る。	・取組事業の実施。	・現状の評価・検証を行ったが、該当年度実施の選挙に係る投票時間の短縮については、見送った。	・再度検討を行う必要がある。
		ウ 旅費の算定方法の検討	・旅費の宿泊料、自動車賃、食卓料について、職区分で単価が異なっている。	・旅費単価について、見直しを行う。	・研究結果の実施にむけて検討する。	・近隣の自治体の調査を実施した。	・今後も引き続き、調査、検討を実施。
		エ 循環バスの有料化	・循環バスの料金は無料である。	・基山町循環バス検討委員会報告書(平成23年12月)を踏まえ、有料化と利便性の向上を図る。	・取組事業の実施・周知・評価	・弥生が丘地区への本格運行を10月から実施し、コミュニティバスの利用推進のためバス停のベンチを設置した。	・利用者の普及促進のためアンケート等を行い、運行ルート等を検証し利用者の利便向上に努める。
3 行政サ ービス と透 明性 の向 上	(1) 行政評価の確立	ア 行政評価システムの構築	・基山町まちづくり基本条例第26条(行政評価)により事務事業の評価を行うため職員研修を行った。	・新規事業を決定する際に、新規事業評価表を作成し、必要性・緊急性などを精査し、決定の過程を公表する。 ・職員が事業シートを記入することで、事業の目的を再確認する。 ・計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Act)のプロセスを順に実施する。このPDCAサイクルを繰り返すことにより、継続的な業務改善を行う。 ・評価結果の公表を行う。	・行政評価の取り組み実施	・行政評価については、第5次総合計画実施計画(平成28～30年度)の242事業のうち51事業の評価を実施した。	・各係2事業程度の評価を行い51事業の評価を実施しました。今後順次評価事業を拡大し、全事業の評価を行うようにする。
		イ 外部評価の実施	・町民参加の方法として、基山町まちづくり基本条例第24条のパブリックコメントを実施している。	・内部評価が定着した後に外部評価を導入する。	・外部評価の取り組み実施	・外部評価の実施には至っていない。	・外部評価の方法及び効果について、改めて検討する必要がある。
	(2) 申請等の利便性の向上	ア ホームページの活用	・各種申請書のダウンロードが可能であるが、各課のページまで進まなければ、申請書様式の取得ができない。	・申請書の様式については、トップページに分かりやすい一覧表を掲載し、五十音、用語検索等ができるようにする。 ・条例等にある申請書様式については掲載を拡充する。 ・各種申請書の書き方を分かりやすくするための記載例を掲載する。 ・申請者が直接入力できる様式フォーマットを導入する。	・取組事業の実施	・広報推進検討協議会を開催し、ホームページのリニューアルに向けての課題を整理し、町長へ提案した。	・ホームページシステムのリニューアルに向けて、広報推進検討協議会での提言をもとにアクセシビリティ、多言語対応、マルチデバイス連携等を踏まえプロポーザルに向けた作業を行う。

推進政 項改 目革	具体的な 推進方策	取組項目	現状	取組内容(計画)	平成28年度取組内容	平成28年度取組実績	今後の課題及び対応策	
		イ 各種窓口サービスの向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の証明書については、午後8時まで時間外交付を行っている。</li> <li>・頻度の低い申請書書式等は、各担当にしか分からないことがあり、窓口対応に時間がかかる現状がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・時間外交付の時間帯の延長及び証明書の種類を拡大する。</li> <li>・ホームページの申請書一覧等を整備することにより、書類の所在について分かりやすくする。</li> <li>・申請者のためのチェックシートを作成する。</li> <li>・窓口対応のチェックや評価ができる体制を構築する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口サービス向上事業の推進</li> <li>・窓口サービス向上事業の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンビニ交付開始へ向けて準備を行い、平成29年2月より利用を開始した。</li> <li>・マイナンバー制度が始まったことにより、申請書や事務手順が大幅に増え、窓口対応を見直した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・時間外交付と合わせて、コンビニ交付についても広報し、住民に広く周知して利用をうながしていく。</li> <li>・マイナンバー制度の開始に伴い増えた事務もスムーズに対応できるように体制を構築する。</li> </ul>	
		(3) 行政情報提供の推進	<p>ア 行政情報の公開</p> <p>イ 情報提供の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報公開コーナー、図書館においてペーパーで公表している。</li> <li>・広報、ホームページにより公表している。</li> <li>・情報公開については、「基山町情報公開条例」を制定し、実施している。</li> <li>・広報、ホームページ、出前講座により情報提供を行っている。</li> <li>・予算書のダイジェスト版を平成18年度から発行している。</li> <li>・情報公開については、「基山町情報公開条例」を制定し、実施している。</li> <li>・広報、ホームページ、出前講座により情報提供を行っている。</li> <li>・予算書のダイジェスト版を平成18年度から発行している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町費を支出している一部事務組合等の情報を広報、ホームページにて公開を行う。</li> <li>・Twitter、フェイスブック等に代表される新たな情報コミュニケーションツールを導入する。</li> <li>・ホームページに「分かりやすい・分かりにくい、役に立った・役に立たなかった」などのアンケート項目を作成する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続実施</li> <li>・取組事業の実施</li> <li>・取組事業の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報公開コーナーにて公開を行った。</li> <li>・メールマガジンの開設を行った。</li> <li>・プレスリリースの開始した。</li> <li>・広報推進検討協議会を開催し、ホームページのリニューアルに向けての課題を整理した。</li> <li>・ホームページ内「よくある質問」の整理を行い検索性、内容の充実化を図った。</li> <li>・YouTubeアカウントを開設し、動画の配信を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報公開コーナー以外の情報発信媒体について、検討を行う。</li> <li>・町長主導のメールマガジンを開始し今後、読者の増加方法を検討する。</li> <li>・検索性を向上させるためには、現在の運用を整理し、コンテンツのカテゴライズや、ユーザビリティを見直し、次期ホームページシステムに反映する。</li> <li>・アンケート機能についても、次期ホームページシステムに追加する。</li> </ul>
	(4) 指定管理者等委託事業の運営状況等の情報公開	ア 指定管理事業の運営状況の情報公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体育施設、町民会館、農産物加工場、憩の家は、指定管理者制度を導入している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営状況等、町民サービスの向上及びコスト削減等の検証を行い、その結果を公表する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取組事業の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の評価・検証を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・評価・検証を行った業務について、課題の整理を行う必要がある。</li> </ul>	
	4 町民が 主体の まちづくり	(1) まちづくり基本条例による提案制度、町民意見等の反映促進	ア 町民提案制度による町民意見等の反映促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案書の提出は、持参・郵送・ファクシミリ・電子メールにより提出することができ、容易に提案することができる。</li> <li>・提案内容については、担当課において調査、検討して回答している。</li> <li>・ほとんどが、要望・陳情・意見で終わっており、町全体や地域に効果が波及するような提案は少ない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町民の主体的な活動を盛り込んだ提案書の作成を促進する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取組事業の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様式変更に合わせて提案書提出時に趣旨説明し、協働の視点での提案提出を促した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、各区にまちづくり計画書の作成をお願いする。</li> <li>・町民提案制度の趣旨説明及び啓発を行う。</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案書の提出は、持参・郵送・ファクシミリ・電子メールにより提出することができ、容易に提案することができる。</li> <li>・提案内容については、担当課において調査、検討して回答している。</li> <li>・ほとんどが、要望・陳情・意見で終わっており、町全体や地域に効果が波及するような提案は少ない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報、ホームページ、出前講座を活用した制度の周知を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取組事業の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報、ホームページで制度の周知を実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、広報やホームページにより制度の周知を行う。</li> </ul>	
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案書の提出は、持参・郵送・ファクシミリ・電子メールにより提出することができ、容易に提案することができる。</li> <li>・提案内容については、担当課において調査、検討して回答している。</li> <li>・ほとんどが、要望・陳情・意見で終わっており、町全体や地域に効果が波及するような提案は少ない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域担当職員による支援を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取組事業の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改選期に合わせて各区の主任・班長に管理職相当職員を配置し、課題解決能力の向上を図った。</li> <li>・毎月各区の運営委員会等に積極的に参加し、各区への延べ支援回数は150回を超えた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各区長と連携を取り、制度の充実と活用促進を図る。</li> </ul>	

推進政 項改 目革	具体的な 推進方策	取組項目	現状	取組内容(計画)	平成28年度取組内容	平成28年度取組実績	今後の課題及び対応策
	(2) 女性の審議会等への登用		・提案書の提出は、持参・郵送・ファクシミリ・電子メールにより提出することができ、容易に提案することができる。 ・提案内容については、担当課において調査、検討して回答している。 ・ほとんどが、要望・陳情・意見で終わっており、町全体や地域に効果が波及するような提案は少ない。	・協働推進に係るパンフレットを作成する。	・取組事業の実施	・平成25年度完了	・平成25年度完了
		ア 男女共同参画の啓発	・男女共同参画の内容についての理解が深まっていない。	・男女共同参画がどの様なものか、住民の方知ってもらうために、広報やホームページにおいて定期的に周知を行う。	・取組事業の実施	・基山町男女共同参画推進プランの中間年度に当たり、町民アンケートを実施し、目標値等の見直しを実施した。 ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の施行に合わせ、町民会館小ホールでアバンセ事業統括上野氏に「今なぜ基山町に男女共同参画が必要なのか」と題した講演会を実施した。	・今後も審議会等への女性登用を呼び掛けると共に登用状況の調査を継続する。 ・今後もアバンセと呼ぶセミナー等の周知と参加を呼び掛ける必要がある。 ・広報やホームページで定期的な意識啓発を図る必要がある。
		イ 各審議会等での数値目標の達成	・各審議会等での女性の登用は少ない。 ・「基山町男女共同参画推進プラン」により審議会等委員女性参画率を定めている。	・「基山町男女共同参画推進プラン」により定めている審議会等委員女性参画率の達成を目指す。	・取組事業の実施	・庁内における担当課に対し、改選期には審議会等への女性登用の推進の周知を図った。 ・女性登用状況調査を実施し、登用率が低い審議会等の担当者の意見徴収も実施した。	・今後も審議会等への女性登用状況調査を継続し、審議会等担当者への意識啓発を図る必要がある。 ・審議会等の規約等を確認しながら女性登用が不当に阻害されていないか監視する必要がある。
		ウ 女性が参加しやすい環境整備	・審議会等の多くは平日の日中に行われている。	・各審議会等に参加しやすい日時、会場等を設定する。	・取組事業の実施	・概ね、各審議会等に参加しやすい日時や場所の選定については、男女共同参画の視点から男女間の不公平感は解消されている。	・女性の審議会等への登用率向上のため、今後も審議会等の時間や場所を継続調査し、指導等を行い環境整備を図る必要がある。
		エ 登録制の導入	・審議会等への参加をお願いしても希望がなく、依頼しても固辞される場合が多い。 ・町から特定の個人に対し参加依頼をしている状況である。	・登録制とし、必要な場合に参加依頼をする。 ・事前に本人の希望や得意分野、そして参加可能な時間帯等を登録しておく。	・取組事業の実施	・広報によるアバンセ主催セミナーの周知を図った。 ・町内において様々な場面で活躍する女性リーダーの把握に努めた。	・アバンセと連携を図りながら、町内で活躍する女性リーダーの人材リスト登録を促す必要がある。
5 効率的 ・ 効果的 行政組織 の 確立	(1) 広域行政推進のための共同事業化等の検討	ア 観光事業の他市町との連携	・本町には基肆城跡や大興善寺など観光資源があるが、町内だけの観光資源では十分なパッケージを提供できていない。	・鳥栖プレミアムアウトレット、九州新幹線、サガン鳥栖など近隣の観光資源と結びつけることで、観光客に魅力的なパッケージにする。	・観光事業の他市町村との連携を推進	・錦江湾潮風フェスタ(鹿児島市)が台風のため中止となったが、春の熊本お城祭り(熊本市)に出店し、グッズ・パンフレットなどの配布を行い、PRを行った。	・今後も継続して他市町との連携した取り組みを実施する必要がある。
		イ 葬祭公園の他市との共同化	・町単独で管理しているが、今後、高齢化に伴う利用頻度の増加が予想され、炉数、老朽化、立地等の問題もあり現状の施設では対応が困難になる可能性がある。	・単独運営や近隣市と連携した共同運営も視野に入れた計画を策定する。	・関連条例の整備 ・取組事業の実施	・こまめな点検を実施するとともに、雨漏り修繕、照明のLED交換、炉の改修費の平成29年度予算化等、施設の長寿命化を図った。	・鳥栖市及び小郡市との非常時(災害・故障・大規模修繕等)における協力体制の確保はできているが、共同運営についての協議は現段階では難しい状況である。(鳥栖市は15年先、小郡市は20～30年先まで大規模改修の予定)
	(2) 組織機構の適正化	ア 組織の再編	・平成24年度から副町長を再配置した。 ・地方分権一括法の制定により、地方への業務量増が考えられる。 ・平成20年4月に課及び係の統廃合を行い、15課30係から10課23係に削減を行った。平成21年度に見直しを行い、11課24係の組織構成となっている。	・迅速な意思決定や総合的な事業展開を図るためには、各課系の業務量等の平準化を図り、課長と係長が十分に把握できる範囲の業務量を設定する必要がある。 ・その時々業務量に合わせた課系の再編を行う。	・事業の検証・評価	・平成27年4月2日付で組織機構改革を実施した。	・今回実施した組織機構改革の評価を実施し、見直しが必要な場合、組織機構の修正を行った行く必要がある。



推進政 項改 目革	具体的な 推進方策	取組項目	現状	取組内容(計画)	平成28年度取組内容	平成28年度取組実績	今後の課題及び対応策
	(3) 定数管理の 適正化	ア 定員管理計画の 見直し	・「基山町職員定員管理計画」に基づき人員を配置している。	・必要人員を確保するため、「基山町職員定員管理計画」の見直しを行う。	・「基山町職員定員管理計画」の推進	「定員管理計画」の見直しに向け、検討を行った。	・「定員管理計画」の見直しを行う。
		イ 職員年齢構成の 適正化	・現在は30歳まで採用可能となっていることもあり、20歳代前半の新規採用者が少ない。	・将来、年齢バランスのとれた職員構成になるよう採用試験制度を含めた研究を行う。	・継続実施	・一部専門職の採用について、応募可能年齢を引き上げるにより、職員年齢構成の適正化を図った。	・他市町の状況調査結果を踏まえ、問題点の整理を行うとともに、取組実施へ向けた検討を行う必要がある。
	(4) 人材育成強化	ア 民間会社等での 研修	・現在は、市町村職員中央研修所(市町村アカデミー)等の機会を活用し、日々の業務に直結する研修により人材育成を図っている。	・今後の行政運営を考える時に、民間のノウハウや感覚を取り入れることも重要となってくる。受け入れ可能な民間会社等があれば職員を派遣する。	・継続実施	・取組事業実施への検討を行った。	・課題の整理を行うとともに、各種情報収集を行う必要がある。
		イ 職員研修目的での 派遣	・現在は、県、鳥栖市、小郡市との人事交流を行っている。	・基山町の将来を見据え、積極的な派遣も必要である。 ・国や県の機関に研修目的で1年から2年間派遣し、各分野でのノウハウとネットワークを習得する機会を持たせる。	・継続実施	・国機関との人事交流を実施した。	・課題の整理を行うとともに、各種情報収集を行う必要がある。
6 民間機能の 活用	(1) 地域組織や 企業、NPO等による 協働活動の 促進	ア 地域組織等の支援	・民間ボランティアの活動により、防犯パトロールを行っている。 ・立ち番による、登下校の見守りを行っている。 ・社会福祉協議会でボランティアセンター事業の支援を行っている。	・CSO(NPO、PTAなど)組織について、活動の支援と育成を行う。 ・社会福祉協議会と協力し、ボランティア団体との連携を図る。	・取組事業の実施	・社会福祉協議会のボランティアセンターと協力し、把握できる全ての団体に参加呼びかけ、まちづくり基金事業報告会及び団体間連携に向けたワールドカフェを開催した。	・今後もボランティア団体間連携を継続する必要がある。
		イ 地域組織等の知識 活用	・町民提案制度により、地域組織等を含む町民から、まちづくりに関する施策や具体的な事業に関する提案を受け付けている。 ・ボランティアにより「広報きやま」の朗読や点字変換等を行っている。	・ボランティア団体等の提案の促進を図る。 ・行政にない知識や技術を有するボランティア団体等と連携を図り、積極的に協働事業を進める。	・取組事業の実施	・町民意見交換会やパブリックコメント、基山町まちづくり推進審議会での検討を重ね基山町まちづくり基金事業制度見直しを実施した。	・今後、基山町まちづくり基金事業の新制度移行に伴う問題点等を確認し、ボランティア団体の支援と育成に努める必要がある。
		ウ まちづくり基金の 活用	・補助事業者に対して、年度あたり20万円を限度とし補助金を交付している。 ・同一の事業に対する補助期間は3年間を限度としている。(平成24年度 8団体 1,501千円)	・まちづくり基金の活用を推進するため、まちづくり基金を活用した事業結果の発表会を開催する。 ・まちづくり基金を活用した事業を広報やホームページに掲載する。	・取組事業の実施	・町民意見交換会やパブリックコメント、基山町まちづくり推進審議会での検討を重ね基山町まちづくり基金事業制度見直しを実施した。	・今後、基山町まちづくり基金事業の新制度移行に伴う問題点等を確認し、ボランティア団体の支援と育成に努める必要がある。
	(2) 指定管理者 制度等の有効活用	ア 公共施設における 指定管理	・体育施設、町民会館、農産物加工場、憩の家は、指定管理者制度を導入している。	・指定管理者制度等を導入している施設については、サービスと安全面での検証を実施し、その他施設についても、指定管理者制度等の導入を図る。	・取組事業の実施	・各業務システムとの連携が可能か調査を実施した結果、各業務システムはWindowsOS・Officeを使用しているため、システム改修が必要になるため、高額な費用が予測されたため、現状では取り組まない。	・各業務システムがWindowsOS・Officeを使用しなくても稼働するようになった段階で検討する。
		(3) 民間委託化の 検討	ア アウトソーシングの 推進	・町有地等の一部は、維持管理(草刈等)を地域の団体に委託している。 ・電算システム開発・管理などは、民間の能力を活用し、効率的な業務を行っている。 ・庁舎等の維持管理については、委託によって効率的な運営を行っている。	・町事業を点検の上、アウトソーシングできる業務がないかについて研究・推進を行う。	・取組事業の実施 ・アウトソーシング化の推進	・引き続き、「基山町民会館」と「基山町体育施設等」の指定管理者業務のアウトソーシングを行った。